

消食表第132号
平成23年3月24日

都道府県JAS担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長
農林水産省消費・安全局表示・規格課長

東北地方太平洋沖地震を受けたJAS法に基づく
品質表示基準の経過措置の運用について

別紙の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく品質表示基準の改正の経過措置については、平成23年3月31日をもって、その移行期間が終了するところであるが、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じていることを踏まえ、当該改正に関しては、改正前の旧規定による表示があったとしても、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととするので、その旨ご了承願いたい。

(別紙)

平成23年3月31日に経過措置が終了する品質表示基準

基準名	主な改正内容
乾めん類品質表示基準 (平成21年4月9日改正)	(1) 定義について、「手延べ干しそば」を規定する。 (2) そば粉の配合割合が30%未満の干しそばについて、「そば粉の配合割合」を義務表示事項とする。
即席めん品質表示基準 (平成21年4月9日全部改正)	(1) 用語の定義を「即席めん」、「生タイプ即席めん」、「添付調味料」及び「かやく」について規定する。 (2) 「調理方法」及び「使用上の注意」を一括表示によらないものとするため、「調理方法」及び「使用上の注意」を内容とする「義務表示事項」を削除し、「その他の表示事項及びその表示の方法」を規定する。 (3) 個別品目の名称規制を廃止するため、「表示方法」から「名称」の事項を削除する。
ベーコン類品質表示基準 (平成21年7月13日改正)	(1) 原材料名の表示について、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することを明確に定める。 (2) 原材料名の砂糖類の表示方法を詳細に定める。
ハム類品質表示基準 (平成21年7月13日改正)	原材料名の砂糖類の表示方法を詳細に定める。
プレスハム品質表示基準 (平成21年7月13日改正)	
混合プレスハム品質表示基準 (平成21年7月13日改正)	
ソーセージ品質表示基準 (平成21年7月13日改正)	(1) 家きん肉を主原料とする製品についてもソーセージの定義に含める。 (2) 無塩漬ソーセージの義務表示事項から「使用上の注意」を削除する。 (3) 1種類の家畜若しくは家きんの肉またはこれに同種類の原料臓器類を使用したポロニアソーセージ等においては、名称に「〇〇ソーセージ(ポロニア)」(〇〇は「ポーク」「ビーフ」「チキン」等食肉の種類)等と記載できることとする。 (4) 2種類以上の家畜等の臓器及び可食部分を使用した場

	<p>合のまとめ書きの規定を廃止する。</p> <p>(5) 原材料名の砂糖類の表示方法を詳細に定める。</p>
<p>混合ソーセージ品質表示基準</p> <p>(平成21年7月13日改正)</p>	<p>(1) 2種類以上の家畜等の臓器及び可食部分を使用した場合のまとめ書きの規定を廃止する。</p> <p>(2) 原材料名の砂糖類の表示方法を詳細に定める。</p>
<p>魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準</p> <p>(平成21年8月31日改正)</p>	<p>(1) 原材料名の表示方法について、魚肉の表示を別表の「記載魚種名」の表示から「一般的な名称」の表示とする等、加工食品品質表示基準の規定を適用する。</p> <p>(2) 調理方法を義務表示事項から削除する。</p> <p>(3) 用語の定義から、「しゅうまい風特種魚肉ソーセージ」を削除する。</p>
<p>しょうゆ品質表示基準</p> <p>(平成21年8月31日改正)</p>	<p>(1) 定義について、しろしょうゆ（本醸造）の混濁の防止を目的とする場合に限り、たん白質分解酵素の使用を可能とする。</p> <p>(2) 原材料名の表示について、主要な原材料名以外の規定を削除し、加工食品品質表示基準に基づく表示の方法で記載する。</p>
<p>特殊包装かまぼこ類品質表示基準</p> <p>(平成21年9月30日廃止)</p>	加工食品品質表示基準に基づき表示する。
<p>風味かまぼこ品質表示基準</p> <p>(平成21年9月30日廃止)</p>	

※詳細については、品質表示基準一覧をご確認ください。

URL : http://www.caa.go.jp/jas/hyoji/ki_jun_Itiran.html